

○枚方市補助金等交付規則

昭和40年4月8日

規則第30号

改正 昭和41年10月6日規則第41号

平成27年3月30日規則第16号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定による補助に関し、補助金等の交付（物品等の給付を含む。以下この条において同じ。）の申込み、決定等に関する事項その他補助金等の交付に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付に係る不正の防止その他補助金等の交付に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(平27規則16・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 補助金、給付金等の名称で予算の範囲内で相当の反対給付を受けないで交付する金銭をいう。
- (2) 補助対象行為 補助金等の交付をすることが公益上必要と認められる事務、事業その他の行為をいう。
- (3) 被補助者 補助対象行為を行うものをいう。

(平27規則16・一部改正)

(適用範囲)

第3条 補助金等の交付の手続に関しては、法令、条例又は他の規則に別に定めがあるものを除くほか、この規則に定めるところによる。

(平27規則16・追加)

(補助金等の交付の目的等)

第4条 補助金等の交付の目的、額及び対象者並びに補助対象行為の内容その他の補助金等の交付に関し必要な事項は、補助金等ごとに、市長が別に定める。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金等の交付に関し必要な事項を定めたときは、これを公表するよう努めるものとする。

(平27規則16・旧第3条繰下・一部改正)

(交付の申込み)

第5条 補助金等の交付を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申込書を、別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等の交付を受けようとするものの氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (2) 補助対象行為の目的、内容、効果及び公益性
 - (3) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - (4) 補助対象行為に要する経費のうち補助金等で賄われない部分の負担者並びにその負担金額及び負担方法
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) 予算書

(3) 社会福祉法人にあつては、次に掲げる書類

イ 理由書

ロ 別に他の地方公共団体等から助成を受け、又は受けようとする場合には、その助成の程度を記載した書類

ハ 財産目録及び貸借対照表

(4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、補助金等の交付の目的、補助対象行為の内容等に照らしてその必要がないと認めるときは、第1項の申込書に記載すべき事項又は前項の書類を省略させることがある。

(平27規則16・旧第4条繰下・一部改正)

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金等の交付の申込みがあつたときは、当該申込みに係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該申込みに係る補助金等の交付が法令、条例、規則その他の補助金等の交付に関する事項及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助対象行為の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金等の交付の申込みをしたもの（以下「申込者」という。）が枚方市暴力団排除条例（平成24年枚方市条例第45号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）である場合は、補助金等の交付の目的、補助対象行為の内容等に照らして、当該補助金等の交付をしないことが不適当である場合を除き、当該申込者について補助金等の交付の決定をしないものとする。

3 市長は、補助金等の交付の決定に際して必要があると認めるときは、補助金等の交付の申込みに係る事項について修正を加えて、補助金等の交付の決定をすることがある。この場合において、当該加える修正は、当該補助対象行為の遂行を不当に困難とさせないようにするものとする。

4 市長は、補助金等の交付又は不交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定め、かつ、これを公表するよう努めるものとする。

(平27規則16・旧第5条繰下・一部改正)

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、必要な条件を付することがある。この場合において、当該付する条件は、公正なものでなければならず、補助金等の交付の目的を達成するために必要な限度を超えて不当に被補助者に干渉するようなものでないものとする。

(平27規則16・旧第6条繰下・一部改正)

(決定の通知)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容及びこれに条件を付した場合には当該条件を、当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、補助金等の不交付の決定をしたときは、速やかに、理由を付して、当該申込者に通知するものとする。

(平27規則16・旧第7条繰下・一部改正)

(申込みの取下げ)

第9条 申込者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、別に定める期日までに、申込みの取

下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申込みの取下げがあつたときは、当該申込みに係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(平27規則16・旧第8条繰下・一部改正)

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助対象行為のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 市長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことがある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後に生じた事情の変更により補助対象行為の全部又は一部を遂行する必要がない場合
- (2) 補助対象行為を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができない場合
- (3) 被補助者が補助対象行為に要する経費のうち補助金等で賄われない部分を賄うことができない場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被補助者の責めに帰すべき事情によらずに補助対象行為をすることができない場合

- 3 第8条第2項の規定は、第1項の規定による取消し又は変更を行つた場合について準用する。

(平27規則16・追加)

(補助対象行為の遂行)

第11条 被補助者は、補助金等が税金等で賄われるものであることに留意し、法令、条例、規則並びに補助金等の交付の目的、交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもつて補助対象行為を行わなければならず、補助金等を他の用途に使用してはならない。

(平27規則16・旧第9条繰下・一部改正)

(承諾事項)

第12条 被補助者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に申し出て、その承諾を受けなければならない。

- (1) 補助対象行為の内容の変更（軽微なものを除く。）をするとき。
- (2) 補助金等の使途又は配分の変更（軽微なものを除く。）をするとき。
- (3) 補助対象行為の予算の著しい変更をするとき。
- (4) 補助対象行為の中止又は廃止をするとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定による承諾を行う場合においては、必要に応じて、補助金等の交付の決定の内容を変更し、又は必要な条件を付することがある。

- 3 第6条第1項及び第3項、第7条後段、第8条並びに第9条の規定は、前項の規定による変更について準用する。

(平27規則16・旧第10条繰下・一部改正)

(状況の報告)

第13条 被補助者は、補助金等の交付の目的、補助対象行為の内容等に照らして市長がその必要がないと認める場合を除き、補助対象行為に着手したこと、補助対象行為を完了したことその他補助対象行為の遂行の状況に關し市長が必要と認めることを、市長に報告しなければならない。

- 2 被補助者は、補助対象行為が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象行為の遂行が困難となつた場合は、その旨を市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- 3 被補助者は、補助対象行為が完了した日以後においても、市長の求めがあつた場合は、当該補助対象行為の完了後の状況を市長に報告しなければならない。この場合において、当該市長の求めは、公正なものでなければならず、補助金等の交付の目的を達成するために必要な限度を超えて不当に被補助者に干渉するようなものでないものとする。

(平27規則16・旧第11条繰下・一部改正)

(実地調査等)

第14条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、被補助者に報告を求め、又は職員に実地に調査を行わせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をさせることがある。

(平27規則16・旧第13条繰下・一部改正)

(実績の報告)

第15条 被補助者は、補助対象行為が完了した場合（補助対象行為を中止し、若しくは廃止した場合又は第10条第1項の規定により補助金等の交付の決定を取り消された場合で、既に経過した期間に係る部分があるときを含む。）その他市長が定める場合は、別に定める期日（当該補助金等に係る予算に係る履行期限までの日に限る。）までに補助対象行為の実績を市長に報告しなければならない。当該補助金等の交付の決定を受けた年度の末日においても、また、同様とする。

- 2 前項の規定による報告は、別に定める書類を添付して行わなければならない。

(平27規則16・旧第14条繰下・一部改正)

(補助金等の額の確定)

第16条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該報告に係る補助対象行為の実績が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに対した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。

- 2 前項の規定による実地調査等は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 当該補助対象行為の実績と当該補助金等の交付の申込みに当たつて提出された書類及び前条第1項の規定による報告に当たつて提出された書類の内容を照合し、その適否を判定すること。この場合においては、必要に応じて、別に定める調書を調製すること。

(2) 被補助者に、実地調査等に必要な書類を準備させ、実地調査等に立ち会わせること。

(3) 補助対象行為の実績が補助金等の交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合には当該条件に適合しないときは、これらに適合させるための措置をとるべきことを指示すること。

- 3 市長は、第1項の規定により交付すべき補助金等の額を確定した場合は、速やかに、その額を被補助者に通知するものとする。

- 4 被補助者は、前項の規定による通知を受けた場合は、別に定める期日までに、補助金等の交付を請求するものとする。

(昭41規則41・一部改正、平27規則16・旧第15条繰下・一部改正)

(交付の方法の特例)

第17条 市長は、補助金等の交付の目的、補助対象行為の内容等に照らしてその必要があると認めるときは、被補助者が補助対象行為を完了する前に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条又は第163条の規定により、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。この場合において、市長は、補助金等を分割して交付することがある。

- 2 被補助者は、市長が前項の規定による補助金等の交付を行う場合には、第8条第1項の規定による

通知を受けた後、別に定める期日までに、概算払又は前金払による補助金等の交付を請求するものとする。

- 3 市長は、補助金等の交付の目的、補助対象行為の内容等に照らしてその必要があると認めるとときは、補助金等の交付の申込みと併せて、補助金等の交付の請求をさせることがある。
- 4 市長は、補助金等の交付の目的、補助対象行為の内容等に照らしてその必要があると認めるとときは、第6条第1項の規定による補助金等の交付の決定に併せて、交付すべき補助金等の額を確定することがある。

(平27規則16・追加)

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、被補助者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
 - (2) 法令、条例若しくは規則、補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は市長の指示に違反したとき。
 - (3) 補助金等を他の用途に使用したとき。
 - (4) 第23条第1項ただし書に規定する場合以外の場合において、補助対象行為により取得し、又は効用が増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。
 - (5) 補助対象行為の実績を確認できないとき。
 - (6) 暴力団等であることが確認されたとき。
- 2 前項の規定は、交付すべき補助金等の額の確定をした後においても適用するものとする。
 - 3 第8条第2項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(平27規則16・旧第16条繰下・一部改正)

(補助金等の返還)

第19条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、被補助者にその返還を請求するものとする。

- 2 市長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える額の補助金等を交付しているときは、期限を定めて、被補助者にその返還を請求するものとする。
- 3 第8条第2項の規定は、前2項の規定による請求をする場合について準用する。

(平27規則16・旧第17条繰下・一部改正)

(概算払に伴う差額の交付)

第20条 市長は、第17条第1項の規定により概算払により交付した補助金等の額が第16条第1項の規定により確定した額に満たない場合において、補助金等の交付の目的、補助対象行為の内容等に照らしてその必要があると認めるとときは、補助金等の交付の決定の内容を変更することがある。

- 2 概算払による補助金等の交付を受けた被補助者は、第16条第3項の規定による通知を受けた場合において、当該概算払により交付を受けた額が同条第1項の規定により確定した額に満たないとき（前項の規定による補助金等の交付の決定の内容の変更があつたときを除く。）は、速やかに、その差額の交付を請求するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による請求があつたときは、当該差額の交付をするものとする。

(平27規則16・追加)

(他の補助金等の一時停止等)

第21条 市長は、被補助者が補助金等の返還を請求され、その納付を完了しない場合において、その者に対して同種の事務、事業その他の行為について交付すべき補助金等があるときは、当該納付すべき額を限度としてその交付を停止することがある。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定による停止を行つた場合について準用する。

(平27規則16・追加)

(理由の提示)

第22条 市長は、補助金等の交付の決定の取消し、返還の請求等又は他の補助金等の交付の一時停止等をするときは、当該被補助者に対し、その理由を示さなければならない。

(平27規則16・追加)

(財産の処分の制限)

第23条 被補助者は、補助対象行為により取得し、又は効用が増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び財産の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過した場合又は市長に届け出て特にその承諾を得た場合は、この限りでない。

2 第8条第1項の規定は、前項ただし書の規定による承諾を行つた場合について準用する。

(平27規則16・追加)

(書類の保存)

第24条 被補助者は、補助対象行為の収支の状況を明らかにした帳簿書類を整備し、かつ、それらの帳簿書類を当該補助金等の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金等の交付の目的、補助対象行為の内容等に照らしてその必要がないと認める場合は、同項の規定による帳簿書類の整備を省略させ、又は当該帳簿書類の保存の期間を短縮させことがある。

(平27規則16・旧第18条繰下・一部改正)

(物品等の給付への準用)

第25条 この規則の規定は、地方自治法第232条の2の規定に基づく補助として行う物品等の給付について準用する。

(平27規則16・追加)

(補則)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平27規則16・追加)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている補助事業等に関しては、別に定めがない限り、この規則を適用する。

附 則〔昭和41年10月6日規則第41号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成27年3月30日規則第16号〕

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の枚方市補助金等交付規則の規定は、平成27年度以後に交付する補助金等について適用し、平成26年度までに交付する補助金等については、なお従前の例による。